

「いじめ」の問題に関する 江戸川区教育委員会の基本方針

＜豊かな心をはぐくむために＞

～江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた組織的対応力の強化～

第8版



令和7年 10月 29日

江戸川区教育委員会

は　じ　め　に

江戸川区教育委員会

平成 29 年 3 月、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に続き、

令和 6 年 8 月、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

江戸川区では、平成 30 年度以降いじめの認知件数が大幅に増えています。また、令和 5 年度以降はいじめの重大事態による、第三者調査も実施しております。江戸川区では引き続き「軽微ないじめも見逃さない」という方針のもと、いじめの疑いがある事例についても積極的に全教職員で認知し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

これまでに発生した重大事態も、初期対応等に課題があり、解決に至ることが困難な状態になっています。

そこで、今回の改訂では、いじめの早期発見、早期対応を実施し、重大事態に発展することのないように、学校が日頃から心がけることを法律の視点からも整理いたしました。これによりいじめの早期発見、早期対応がさらに充実し、今まで以上に子どもたちへの早期の支援につながることができると考えております。

各学校において「豊かな心を育むために〈江戸川区教育委員会いじめ防止基本方針〉」に沿った対応・支援を行うことで子どもたちの、楽しく充実した学校生活を支えていくようにしていきましょう。

令和 7 年 10 月

目 次

はじめに	1
1 「いじめ」とは	3
2 「いじめ」の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針	3
3 「いじめ」に対する体制づくり	5
4 段階に応じた具体的な取組	6
5 各学校におけるいじめ防止に向けた年間計画	25
6 江戸川区で発生した決して忘れてはならない 繰り返してはならない事案	26
7 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）	30

1 「いじめ」とは

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

児童等に対して、

①当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことにより、いじめを次のように捉えることができる。

- ① 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童・生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童・生徒と何らかの関係のある者との関わりの中で起こること。
- ② 暴力を伴わないものでも、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなども該当する。また、身体的な影響のほか、「金品をたかられる、物をかくされる、本人の同意なくSNSに自分の画像、動画をアップロードされる」なども含まれる。
- ③ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。
※お互い様と捉え、まるめて対応することは危険です。ひとつひとつの事案を、丁寧に確認していくことが大切です。

2 「いじめ」の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針

（1） いじめはどの学校でも どの子どもにも起こり得る

いじめは「どの学校でも どの子どもにも起こり得る」という認識の下、軽微ないじめも見逃さない。そのためにも区教委及び学校は、日常的な未然防止の取組を計画的に行う。とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じていく。

（2） 学校いじめ対策委員会による組織的な対応・支援

いじめを把握した場合には、担任等は、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、いじめの解消に向けて、複数人体制で被害、加害児童・生徒への事実確認及び支援と指導を行う。また被害、加害児童・生徒の保護者にも速やかに連絡し、共にいじめの解消に向けて協働してけるようにする。

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員は、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

(3) 小さき声も聞き逃さない

被害児童・生徒は、いじめられている現状を周りに伝えることができないこと、周囲の児童・生徒がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを根底として捉え、年3回以上のアンケート調査以外のも、一人一台端末のアンケート機能の活用やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談など児童・生徒が日常的に相談できる機会をつくっていく。

重要なのは、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、児童・生徒が教員等を信頼して相談できる関係を築くことである。

(4) 守り抜く姿勢

被害児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、組織的に守り通す取組を徹底する。

いじめられた、いじめた、周りで見ていた、いじめを知っていた等、児童・生徒からの情報を速やかに聞き取り、それらの記録した事実を基にいじめを行った児童・生徒への指導を徹底する。

被害児童・生徒への心理的な支援としてスクールカウンセラーによる面談や今後の支援に向けた助言を必ず得るようにする。場合によっては、区教委の緊急派遣心理士に依頼する。なお加害児童・生徒に対して指導を行う際も同様に心理的な部分も考慮する。

また、福祉的な視点の支援も必要な場合もあることから、スクールソーシャルワーカーへの相談も行う。

(5) いじめについて主体的に考え、行動できる児童・生徒の育成

児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、行動に移していくことが重要である。そのための取組として、いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施していく。「特別の教科 道徳」の授業をはじめとする「いじめに関する授業」や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援をはじめ、すべての教育活動を通じていじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

また、「いじめ総合対策【子供版】」(令和7年 東京都教育委員会)を活用し、いじめについての理解を深めるだけでなく法律や制度、取組について学ぶ機会もつくっていく。

(6) 地域総がかりでいじめと向き合う

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようするため、保護者や地域、関係機関と連携していじめ問題解決に向けた取組の推進できるように「学校サポートチーム」を設置及び機能させていく。

特に、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行う。

学校外とのいじめに対する連携体制を構築するため、年度当初に、保護者、地域、関係機関等に、「学校いじめ防止基本方針」を説明する。また、学校ホームページにアップロードを行う。

3 「いじめ」に対する体制づくり

いじめ問題を解決するには、個々の教員の力に頼るのではなく、学校全体で一つのいじめ問題に対応・支援をしていく必要があります。

学校いじめ対策委員会《開催ごとの議事録は必須》

《必須構成員》

- ◎校長
- ◎副校長
- ◎教務主任
- ◎生活指導主任
- ◎養護教諭
- ◎学年主任
- ◎スクールカウンセラー

《必要に応じて校長が招集》

- ・担任
- ・各学年主任
- ・人権教育担当教諭
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・不登校担当巡回教員
- ・教育相談担当者
- ・スクールソーシャルワーカー
等

【いじめ未然防止・早期発見】

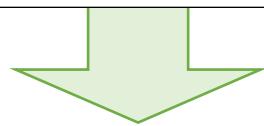
- いじめ対応マニュアルの作成
- いじめ防止研修会を運営
- いじめに関する授業の計画
- 保護者への啓発
- 関係諸機関との連携
- アンケート等による実態把握
- 各学級・学年との情報共有
- 学校評価の実施
- いじめ対応・取組の成果検証・改善

【いじめ（疑いも含む）発生時】

- 情報収集・情報共有
- いじめの認知の決定（校長が最終判断）
- 記録作成・保管
- 対応・支援策の検討
(加害・被害、保護者等)
- 進捗管理、担任等への指導・助言

学校だけでは、対応・支援が困難な事案の発生

学校のいじめに関する取組の評価・点検



学校サポートチーム 《開催ごとの議事録は必須》

学校サポートチームとは児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織です。専門的な立場から助言をもとに、児童・生徒の一人一人に応じた適切な支援を行うことができます。学校サポートチームでの対策会議は、管理職からの要請によって始まります。

- ・学校いじめ対策委員会委員
- ・保護司
- ・児童相談所職員
- ・福祉関係部署職員
- ・警察
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・民生・児童委員
- ・保護者代表 等

【いじめへの対応】

- 児童・生徒及び保護者への面談の実施
- 児童相談所、福祉担当課による家庭状況の把握や支援
- 警察署と犯罪行為への対応
- 少年相談
- 地域パトロール
- 関係機関とのネットワークの構築
- 保護者への支援
- 学校・保護者のパイプ役
- P.T.Aとの連携 等

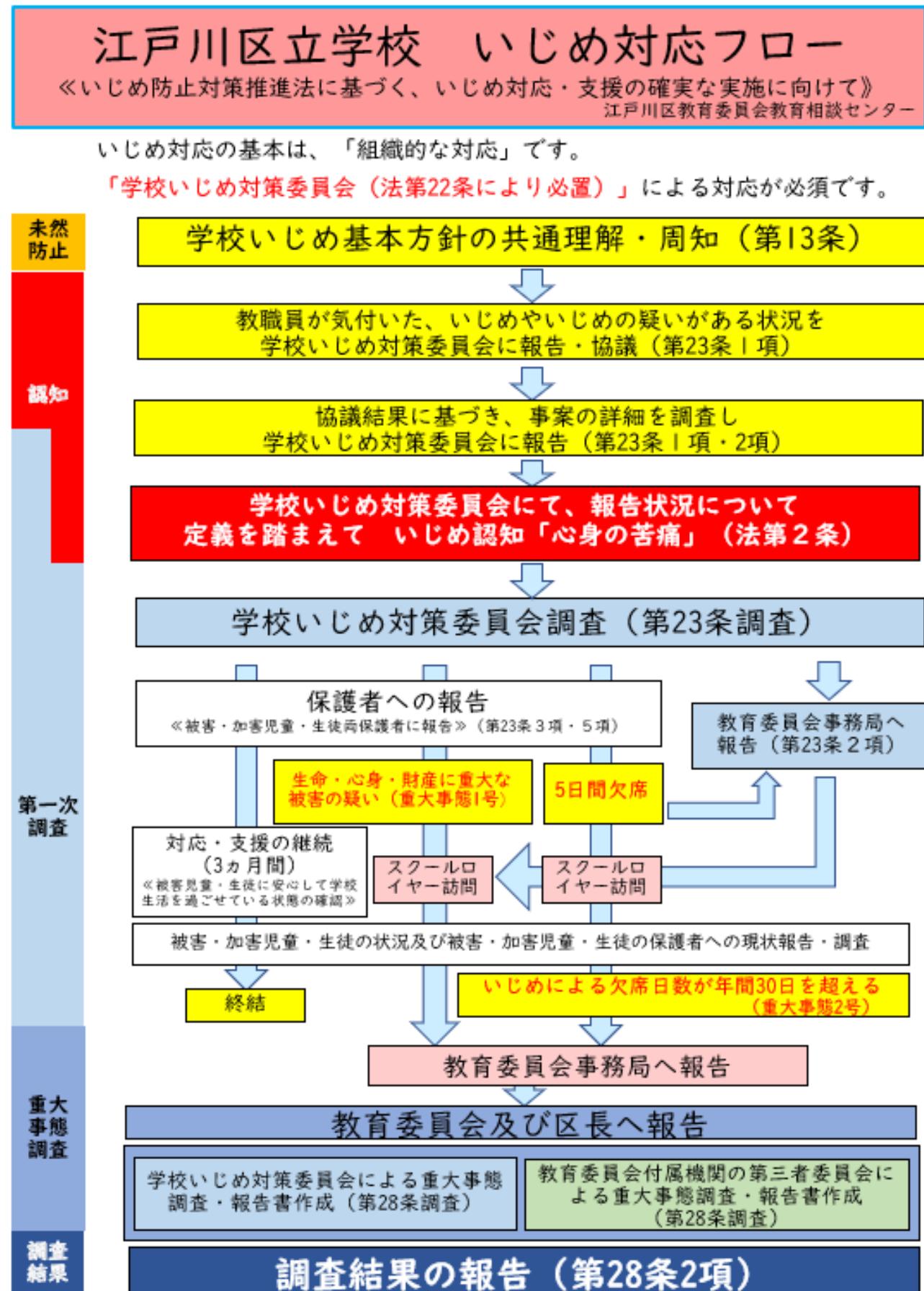
4 段階に応じた具体的な取組

年度初めの全体確認事項

- 年度当初、管理職は、下記の項目について確認をとり、確実な実施に向けて「学校いじめ対策委員会」を発足させ、いじめ対応に向けた体制整備・取組を推進

観 点	必 須 取 組 事 項
軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、教職員及び児童・生徒と確認し、確実にいじめを認知できるようにした。
	② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議した。
教員一人で抱え込みます、学校一丸となって取り組む	③ 年に3回以上のいじめ防止等のための校内研修やOJT等を計画し、1回目を実施した。またそのうち1回以上、全教員で「いじめの重大事態」の定義の確認、意識・理解の向上を図った。
	④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーを確認した。
	⑤ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について教職員と確認した。
	⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告するように周知及び体制を教職員と確認した。
	⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について職員と確認した。
	⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有できるようにした。
	⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、取組を振り返り、改善を行った。
	⑩ 年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを計画し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有した。
	⑪ 全校朝会等で児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう講話を行った。
相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑫ 年間3回以上の個人面談・教育相談を計画・実施した。
	⑬ いじめに関する授業を年3回以上計画・実施した。
	⑭ 年度当初、各学年や学級で児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることの指導を行った。
子供たち自身が、いじめについて考え方行動できるようになる	⑮ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するように教職員と確認した。
	⑯ 保護者に対して、保護者会や学年便り、学校HP等を活用し、「令和7年度学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えた。
	⑰ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えていくことを教職員に周知した。
社会全体の力を結集し、いじめに對峙する	⑱ 学校サポートチームの設置や事案に応じた関係機関の連携について、教職員と共に理解を図った。
	⑲ 暴行、金銭の収受、性的事案、動画拡散などの警察や児童相談所などの機関が関わる必要性のあるいじめ対応について教職員と共に理解を図った。

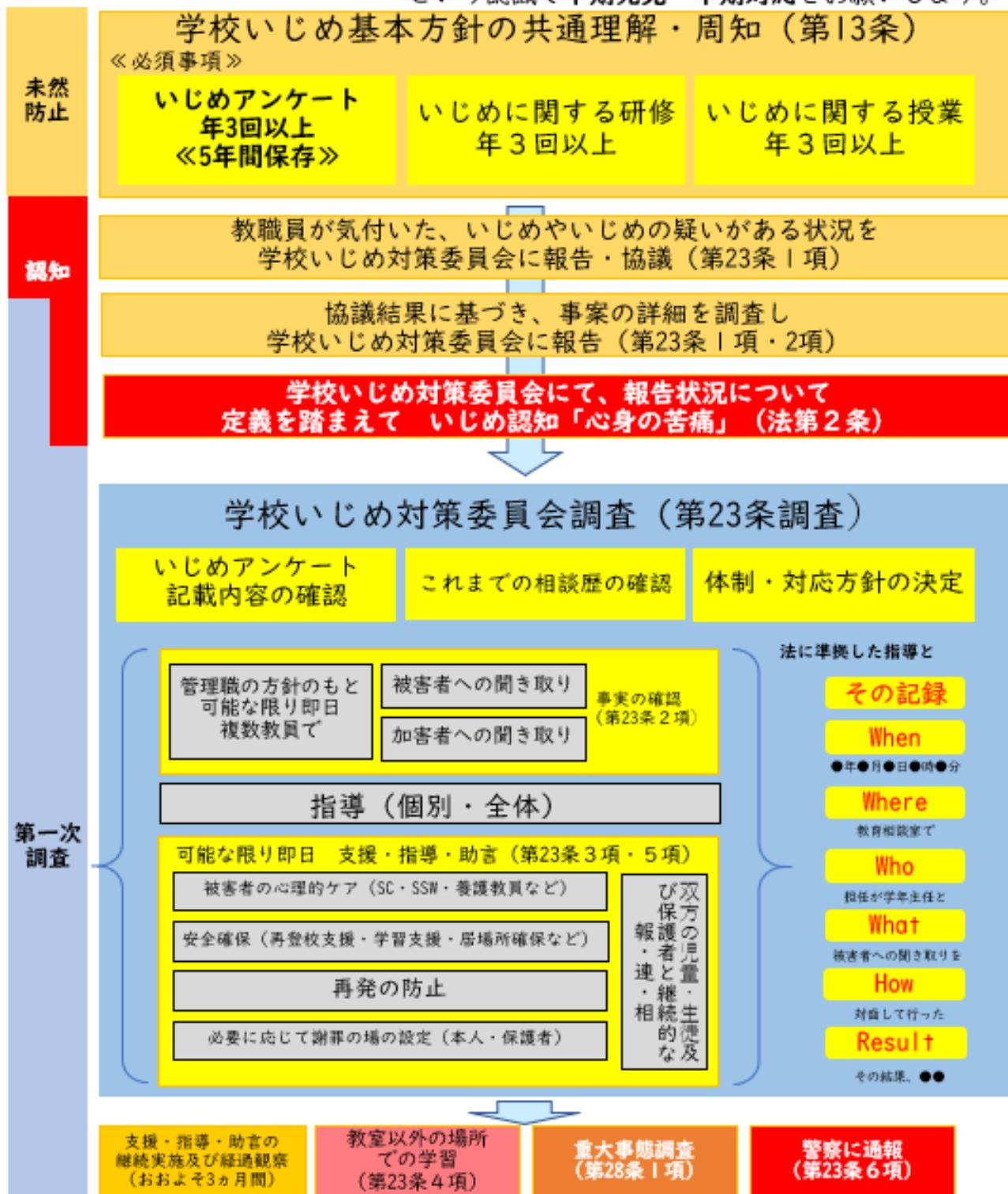
- 年度当初、下記の「江戸川区立学校 いじめ対応フロー」を全教員で確認し、職員室に掲示



江戸川区立学校 いじめ対応フロー【全教職員向け】

「いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ対応・支援の確実な実施に向けて」
江戸川区教育委員会教育相談センター

いじめに、「お互い様はありません」・「学校内外は関係ありません」
そして、「小さき声を見逃さない」・「発見した時には、かなり進んでいる」
という認識で早期発見・早期対応をお願いします。



未然防止

☆教員の指導力向上と組織的対応☆

- 学校いじめ対策委員会の全校設置
- 学校サポートチームの全校設置
- 学校いじめ防止基本方針の策定及び周知
 - いじめ防止対策推進法第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下に策定する。地区懇談、保護者会、学校だより、学校ホームページ等を活用し、公表する。
- 学級担任による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働きかけ
 - 家庭訪問、個人面接、行動観察等の充実、カウンセリングマインド等を活用する。
- いじめに関する研修の実施
 - すべての学校において、年間3回以上の校内研修を実施する。
 - 「いじめ防止プログラム」や人権教育プログラム等の活用、事例研究、危機管理研修、教育相談研修などが考えられる。

☆いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組☆

- 「いじめに関する授業」の実施
 - すべての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- 児童会・生徒会等による主体的取組への支援
 - 「いじめ防止運動」「言葉の暴力 撲滅運動」等を推進する。
- いじめを許さない雰囲気・心の醸成
 - 読書、体験活動、特別活動等の充実を図り、児童・生徒が主体的に学び合う中で、他者を思いやり、いじめに向かわせない態度・能力の育成を推進する。
 - 児童・生徒の規範意識の醸成に向けて、人権教育、情報モラル教育、弁護士等を活用した法教育、道徳地区公開講座等の充実を進め、全ての教育活動において決まりやルールについての理解を深め、守ろうとする態度を身に付けられるようにする。
 - 自己肯定感や自尊感情を高めるために、一人一人の児童・生徒が学校・学級において活躍する機会や居場所をつくる。

☆教員と児童・生徒の信頼関係づくりに向けた取組☆

- 教員の人権意識の向上
 - 「江戸川区子どもの権利条例」の趣旨を理解し、児童・生徒を一人の人間としてその有する権利を尊重できるようにする。
 - 「人権教育」について研鑽し、高い人権感覚をもち続けられるようにする。
- 児童・生徒にとって分かる、話し合う、学び合う授業の展開
 - 常に授業力を高めるために研鑽を積むことで、教師としての基盤を固め、いじめを防止するための指導力を向上させるようにする。

☆校内研修の3つのポイント☆

1：カウンセリングマインドの習得

2：人権感覚の向上

3：事例研究

□ カウンセリングマインドの習得

●カウンセリングマインドの定義

非専門家がカウンセリングの理論や技法を職場、授業、育児、社交などの分野に生かそうとすること

●カウンセリングマインドの3つのキーワード

- ・「尊敬」 — 人それぞれいろいろな違いはあるが、人間の尊厳に関しては違いがないことを受け入れ、礼節を持って接する態度
- ・「共感」 — 相手の関心に関心をもつこと（感情のコントロールを伴うこと）
- ・「勇気」 — 困難を克服する活力

カウンセリングマインドにおける基本姿勢

- ① 人は誰でも自分らしさを求め、よりよく成長したいと思っている存在と考える。
- ② 対等の立場で向き合う。
- ③ 子どものありのままの姿を受け入れるとともに、子どもの話をよく聴く。
- ④ 子どもがどのような気持ちや考えているのか、子どもの立場で理解しようとする。
- ⑤ 話の途切れた沈黙を無駄な時間と考えず、解決を急ぐような問いかけをしない。

□ カウンセリングマインドの基本【学校におけるカウンセリングマインド】

- 児童・生徒はよくなろうとする力と意欲をもっている存在として尊重する。
- 児童・生徒を軽く見たり、問題をもつ児童・生徒を拒否したり、差別したりしない。
- 児童・生徒の気持ちに敏感であり、共感的に理解し、安心して何でも言える関係をつくることを大切にする。
- 児童・生徒の話も聞かずに教員の考えを押しつけたり、児童・生徒の気持ちを決めつけたりしない。
- できるだけ児童・生徒が自分で気付き、自己決定するように援助する。
- 教員が先回りして解決したりせず、児童・生徒の自己教育力を育てるようにする。

□ カウンセリングマインドをもった教師像

- ① 教えることよりも育てることに関心をもつ教師
- ② 子どもの心（感情）を大切にする教師
- ③ 子どもの行動は、関係によって変わることを知っている教師
- ④ いつも行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ⑤ 子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ⑥ 一人一人の独自性を大切にする教師
- ⑦ 子ども同士の相互作用を大切にする教師
- ⑧ 自分の限界を素直に認められる教師
- ⑨ 教えるべき点、守らせるべき点をはっきり示せる教師
- ⑩ 子どもとの日常の交流を大切にし、親しい関係を豊かにはぐくむ教師

□ 教育相談的姿勢をもった教育活動の例

- ① 指名の際は、子どもの名前で呼ぶようにしているか。
- ② 子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけを行っているか。
- ③ 授業のルールを明確に示し、授業を乱す子どもに対して毅然として注意しているか。
- ④ 不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようしているか。
- ⑤ 答えにつまずいた子どもに、その気持ちに寄り添う適切な援助を行っているか。
- ⑥ 授業の中で、子どもをほめることや励ますことを大切にしているか。
- ⑦ 分かりやすい授業を心がけ、教室の後ろまで通る声で授業を行っているか。
- ⑧ 子どもが自分で考え、答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ⑨ 子どもが受身になっていないかどうか、点検しながら授業を行っているか。
- ⑩ 特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか。

☆校内研修の3つのポイント☆

1：カウンセリングマインドの習得 2：人権感覚の向上 3：事例研究

□ 教員の人権感覚を養う校内研修例

- 教員の言動や価値観が児童・生徒に大きな影響を及ぼすことが多い。教員の言動が気付かないところでいじめを誘発したり、助長させたりしてしまうこともある。日頃から、児童・生徒が教員の言動をどのように受けとめているかを推し量りながら指導することが大切である。
- 次に示すのは、日常ありがちな事例である。

◆ 行動の遅い児童・生徒を注意したつもりが・・・

A男は動作が遅く、他の児童・生徒から「のろま」と言われることがあった。ある授業時間に、A男がまだ机上に授業の準備をしていないのを見た担任は「また、何も準備していないの。何回言ったらわかるのよ。みんなが迷惑しているでしょう。」と叱った。

それを聞いたB男が「そうだよ、迷惑だよ。何やってものろまだよね。」と言った。それからA男は、みんなから「ぐず」「のろま」「迷惑だ」とはやし立てられるようになった。

留意すべき点

教師は、ほとんどの子ができることができない児童・生徒がいると「なぜできないの」という言葉を言ってしまうことがある。その言葉を他の児童・生徒は、その子の欠点として認識し、教師の言葉を後ろ盾にして、ひいてはからかいの言葉として使うようになる。人には個人差があることを指導するとともに、A男には個別指導で対応すべきであった。

◆ 食べ物を大切にするように指導したつもりが・・・

担任がアフリカ難民の子どもたちが飢えて苦しんでいることを授業で話すと、児童たちは「給食を残さないようにしよう」とみんなで申し合せた。

その後、食が細くて給食を全部食べられないB子は、クラスの児童たちから「給食を残すのはよくないよ。アフリカの子どもたちのことを考えたら残せないでしょ。」と言われるようになった。B子は給食の時間が心の負担になり、「給食を残すとみんなにいじめられる。」と言って、登校をしぶるようになった。

留意すべき点

他の児童に悪意があったわけではない。むしろ他の児童・生徒たちも、頑張れという気持ちからB子を励ましていたのだが、結果としてはB子を責める形になってしまった。他の児童たちのB子への言葉を聞いたときに、個に応じた目標があることを指導すべきであった。

☆校内研修の3つのポイント☆

1：カウンセリングマインドの習得

2：人権感覚の向上

3：事例研究

◆ 不用意な一言が・・・

算数の時間、全員できた問題なのに、C子から思いもよらぬ間違った答えが返ってきた。それを聞いた学級の児童は一瞬沈黙した。担任は「どうしてそんな答えになっちゃうの。もう一度やり直してごらん。」と言って、そのまま授業を進めた。

翌日、机間指導していると、やはりC子だけ間違えていたので、「ここが違っているよ。よく考えてごらん、わかるはずだよ。」と言うと、周りの子が顔を見合わせて笑った。その後、C子が指名されると、クラスみんながクスクス笑うようになった。

留意すべき点

担任の一言が、結果的にC子に恥をかかせたことになった。しかもC子には、自分がわからないままに授業を進められ「置いていかれた」という思いを残してしまった。

さらに、周りの児童たちのクスクス笑いの状況は、いじめにつながる可能性が大きく、学級の雰囲気までも壊してしまった。間違うことは悪いことではないという指導、人をあざけるような行為をしてはいけないことを指導する必要がある。

◆ 特定の児童・生徒と親しいと思われて・・・

野球部の顧問をしているE教諭の理科の授業の実験中に、F男が薬品をこぼしてしまった。代わりの薬品をもらいにE教諭のところに行くと、「注意が足りない。あんなに言っただろ」と言われ、あれこれ注意を受けた後によくやく薬品をくれた。

その後、野球部のG男も薬品をこぼしてE教諭にもらいに行くと、E教諭は「注意しろよ」と言っただけで代わりの薬品を渡した。それ以降、G男はF男から「おまえE先生にひいきされていていいよな。」とみんなの前で言いくらすようになり、周囲のG男を見る目が変わった。

留意すべき点

教師の言動の不統一性は、児童・生徒たちに不公平感、不平等感を生み出す。

それがいじめにつながっていくことがある。どの児童・生徒に対しても公平に接するように心がけるべきである。

<教員としての言動と態度に対して>

- 教員自ら、自分の言動と態度についての自己評価に努める。
- 校内研修会や学年会議などの機会をとおして、言動と態度についての相互評価に努める。
- 保護者や地域住民の意見を受け止め、日々の指導等の改善・充実に努める。

☆校内研修の3つのポイント☆

1：カウンセリングマインドの習得

2：人権感覚の向上

3：事例研究

□ 事例研究のねらい

- ① 問題行動の要因・背景を明確にし、児童・生徒の理解を深める。
- ② 児童・生徒に対する効果的な指導・援助法を研究する。
- ③ 教員の共通理解を深め、教職員相互の連携を強める。

●事例研究の手順

- ① 児童・生徒のもつ問題を明らかにする。 ※1
- ② 児童・生徒の理解のための情報収集を行う。
- ③ 問題解決のための指導仮説を立てる。 ※2
- ④ 指導方法を検討する。

(変化の目標を明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案) ※3

□ 事例（案）

事例 いじめが解消した後の不安から、欠席が続いた児童・生徒の事例 （中学1年生）

A子は肥満傾向もあり行動が遅く、小学生の頃から悪口を言われてきた。中学校入学後も、同じ学級のB男を中心とする男子から悪口を言われたり、ノートや持ち物を隠されたり壊されたりしてきた。B男たちは担任に注意された時はやめるが、しばらくすると再びA子に対する嫌がらせを続けるということを繰り返していた。

担任は、学級全体に対して、いじめを傍観する態度についての指導や、思いやりの気持ちの育成を目指した指導を行ってきた。3学期になって「背中にサッカーボールをぶつけられた。もう、こんな学校いやだ。」とのA子からの泣きながらの訴えを機に、放課後緊急に学級でいじめられている生徒の気持ちを考えることを中心とした話し合いを行った。

この話し合い以降、A子に対するいじめはなくなった。しかし、その後A子は欠席しがちになり、担任の家庭訪問や女子の同級生たちの訪問も成果が上がらなかった。

※1 指導上の課題	※2 望ましい指導
<p><記入例></p> <ul style="list-style-type: none">・A子へのいじめを発見したときのB男たちに対する担任の指導が、表面的な注意に終始していた。・担任は、A子へのいじめの動機やその背景に目を向けた指導をしなかった。・学級での話し合い後、A子のいじめがなくなったことで、いじめ問題が解決したと認識していた。	<p><記入例></p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの行為そのものよりも、いじめられた児童・生徒の心の視点に立った指導をすべきであった。・小学校から継続していじめ問題であり、その背景には根深いものがあることを意識すべきであった。・いじめ解決後も、継続してA子の心に関わっていく指導をしていくべきだった。

※3 本事例における具体的取組

<記入例>

本事例では、小学校からのいじめの継続でA子及び保護者は、いじめる児童・生徒に対する担任の指導に不信感とあきらめの気持ちをもっていたと思われる。以下のように、A子に対し、安心感を与えるような指導の展開を示すことが重要となる。

- ・指導の記録をつけ、これまでの対応が適切であったかどうか、常に振り返る。
- ・全教職員が協力して、休み時間も含め、いじめられた子を守る姿勢を示し、不安を取り除いてあげる。
- ・いじめられた児童・生徒の保護者に指導後の様子を定期的に連絡し、不安や不信感を取り除く。
- ・いじめた児童・生徒へも声かけなど、自己の存在が実感できるようにし、活躍できる場を提供することで、いじめに向かうエネルギーを、自己を高めるために使うように支援する。
- ・いじめ発見時に、積極的にいじめ問題の解消に向けた担任の姿勢を学級の児童・生徒に明らかにする。

☆校内研修の3つのポイント☆

1：カウンセリングマインドの習得 2：人権感覚の向上 **3：事例研究**

□ ネットいじめの事例

- 「ネットいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、児童・生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたること等が特徴である。ネット上のトラブル等についての最新の情報を得て、指導に生かすことが必要である。

ネットいじめの事例

知らないうちに自分が…

携帯電話に「死ね」と書かれたメールが送られてきたり、自分が送ってもいないメールについて担任から注意を受けたりした。無視しようと思ってもなかなかできない。とても苦しい。死にたい。

勝手にSNS上に…

同級生に無理やり写真を撮られたり、写真を送るよう強要されたりして、勝手にSNS上に掲載されていた。写真が拡散されている可能性もあり、不安で眠れない。

SNSアプリ上での中傷…

SNSアプリケーションを用いたグループでの会話。最初の頃は仲良く話していたのに、いつからか、複数の友達が自分の悪口を言うようになった。悪口は徐々にエスカレートし、「死ね」「消えろ」という言葉が全員から浴びせられるように。

□ 求められる未然防止・早期発見の取組

◆教員の日頃の情報交換を密に

「ネットいじめ」の現状について、事例等を踏まえ共通認識・理解を図る。

◆平素の指導を基礎に

傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切にし、児童・生徒のサインや情報をキャッチする。

◆発達段階に応じた指導を

「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。

◆PTAと連携した啓発活動を

携帯電話やPC等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。

◆教育相談の充実を

児童・生徒の様子を観察し「いじめ」と認められる行為には、見逃すことなく迅速に対応する。

□ 「ネットいじめ」が発生した際の対応チェック表

- 情報収集と事実の確認 教育委員会への連絡 書き込み削除の要請
- 警察等の関係機関への連絡
- 「仕返し」「プライドを守りたい」「保護者への心配をかけたくない」等の被害者の心のケア
- 関係する保護者への説明と対応（家庭での取組への理解と要請）
- 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明（必要に応じて全家庭に連絡）
- 絶対にやってはいけないという毅然とした態度
- 加害者の抱える悩みや問題等、行動の裏にある心理を理解した対応
- 情報モラル教育の徹底、「いじめ」を許さない学級の雰囲気づくり
- 児童・生徒への勇気付けと、児童・生徒たち自らの解決に向けた取組の推進

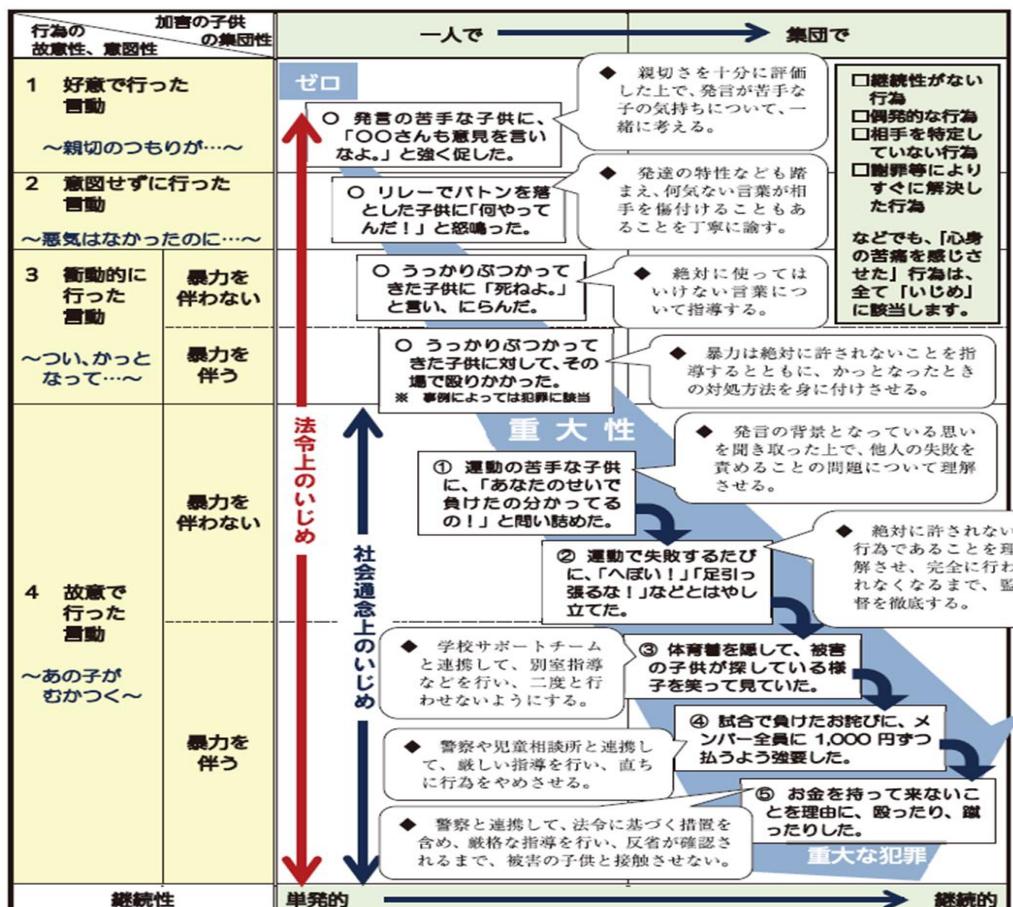
早期発見

☆「いじめ」に対する教員の確実な理解と認知力の向上☆

- 社会通念上のいじめよりいじめ防止対策推進法で規定されるいじめの範囲は広く、いじめ行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を受けた場合は、「いじめ」に該当すると校内研修等を通して理解する。

《重大性の段階に応じたいじめの類型》～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

○：いじめ行為 ◆：加害児童・生徒への対応例



※「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～」

（令和7年6月「いじめ総合対策【第3次】東京都教育委員会」から引用）

- さまざまな視点からの観察

- 学級経営を学級担任任せにしないように、「学校いじめ対策委員会」を中心とし、複層的な視点からの変化を把握する。
- 自尊感情・自己肯定感を高める指導の充実や、いじめを含め、児童・生徒が抱える悩みや不安を幅広く把握するためにも年間3回以上の個人面談・教育相談を実施する。
- 学期初めの等の「いじめ発見チェックシート」、定期的な「生活意識調査」を実施し、児童・生徒が抱える悩みを多角的な視点で捉えるようにする。

※「いじめ発見チェックシート」「生活意識調査」については、令和7年6月「いじめ総合対策

【第3次】東京都教育委員会」

☆「学校いじめ対策委員会」の機能強化☆

- 児童・生徒の小さき声を受け止めるための確実な取組を推進する。
 - いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生を対象に、年度当初に、SCによる全員面接を実施する。
 - 各学期1回以上、年間3回以上の「いじめに関するアンケート」、日常的な「L-Gate『毎日の記録』による児童・生徒の状況把握を確実に実施する。
 - 「いじめに関するアンケート」の保管期間は、実施年度の末から5年間とする。
 - 管理職は全てのアンケートの記載内容を確認し、配慮すべき児童・生徒に対しては管理職自ら対応する。
 - 特別支援学級に在籍する児童・生徒等で、アンケートへの回答が困難な場合については、教職員が個別に聞き取りをするなど、代替できる方法で実施する。
- 一人一人の教員は、児童・生徒の様子の変化に気が付いたら、「江戸川区立学校 いじめ対応フロー」に沿い、学校いじめ対策委員会に報告を確実に行う。
 - 学校いじめ対策委員会につなげる仕組みを構築する。報告・連絡の具体的な手順や方法について明確にしておく。
- 学校いじめ対策委員会にて、いじめを認定したら、速やかに家庭との連携、追跡調査等を実施する。
 - 被害児童・生徒への「心理的な支援」の視点のために、SC や養護教諭の参画は必須である。
- 必ず、全てのことの記録の作成、保管を行い、教員間で共有できるようにする。
 - 指導の経過等の情報が全教職員で共有できるよう、各学校で定められた様式の記録にて、ファイリングし、パソコンの共有フォルダなどに確実に保存する。
その際は、個人情報の取扱に十分注意する。
 - 記録の保管は、事案発生年度の末から5年間とする。
- 長期休業日前の年間3回、必ず外部相談窓口一覧を全校児童・生徒に配布する。
- スクールソーシャルワーカーとの情報共有・連携を行う。

☆保護者、地域、関係機関等との連携強化☆

- 「学校いじめ防止基本方針」の周知及び「学校サポートチーム」の定期開催
 - 日常的に、保護者に教育相談の窓口を周知しておくだけでなく、地域の方々がいじめに関する情報を学校と共有できるように体制を整えておく。
- いじめに対する学校の取組姿勢の周知等
 - 「いじめに関するアンケート」等の調査結果を、保護者や地域へ積極的に情報提供し、いじめの解決に向けて協力を依頼する。
 - すくすくスクール、共育プラザ等との情報交換、学校だより、保護者会、家庭訪問、第三者面談、SCの紹介等で、保護者・地域との連携を進める。
- 学校非公式サイトの監視
 - 東京都が誹謗中傷の削減要請を迅速に行うとともに、区教委を経由し、学校に情報提供する。

☆「いじめ」の実態を把握するポイント☆

1：さまざまな視点からの察知 2：いじめ実態把握調査の実施 3：面談の実施

学校でのチェックポイント

- こんな様子が見られるようになら
- 遅刻・欠席が増える
 - 教室に入りたがらない
 - 急に学習への意欲を失う
 - 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い
 - 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
 - 紛失物が多くなる
 - 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える
 - 給食を食べ残すことが多くなる
 - からかわれることが多くなる
 - 遊びの仲間に入れない
 - 表情が暗くなる
 - 仕事を押し付けられる
 - ケガやキズが多くなる

家庭でのチェックポイント

- こんな様子が見られるようになら
- 学校の話をさける
 - 友達のことを話さなくなる
 - 登校時に体の不調を訴える
 - 感情の起伏が激しくなる
 - きょうだいや物にあたりちらす
 - 寝つきが悪く、寝不足が続く
 - 急に食欲がなくなる
 - 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる
 - 持ち物にいたずら書きがある
 - ケガやキズを負って帰ってくる
 - 電話を受けた後、落ち着かない
 - 突然友達に呼び出される
 - 人に物を貸すことが多くなる
 - 家からお金を持ち出す

おかしいなと思ったら

迅速な対応を心がけよう

- 当該子どもの様子を注意深く観察する
- 自然な声かけを行い、教師との人関係を築いていく
- 親身になって本人から聞き出す
- 他の先生方からも情報を収集すると同時に、子どもの様子を観察してもらう
- 様子がおかしい場合は、初期の段階で、学年の先生や管理職等に報告する
- 速やかに家庭と連絡をとる
- SCとの連携を図る
- 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を築くための指導を取り入れる

おかしいなと思ったら

迅速な対応を心がけよう

- 子どもの生活の様子や態度の変化に注意する
 - 何気ない会話で、親子のコミュニケーションを心がける
 - 親子の信頼関係に自信をもって、子どもとよく話し合う
 - 子どもの立場に立って話を聞いてあげる
 - 子どもを守ってあげるという強い姿勢を見せる
 - 変化が見えた時点で、学校に速やかに相談する
 - SC等に相談する
 - 教育相談室等に相談する
 - 他の保護者から情報を得る
- <一人で悩まないことが大切です>

くいじめる側の児童・生徒たちの行動傾向にも注意をしましょう>

- ・教室や廊下・階段で、仲間同士で集まってはヒソヒソ話をしている。
- ・まじめな子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする。
- ・特定の者の失敗や規則違反に敏感に反応する（やじを入れたり、非難したりする）。
- ・遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボス的存在になりたがる。
- ・感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる。
- ・年齢不相応な性的発言が多くなる。

☆いじめの実態を把握するためのアンケート調査☆

いじめ実態把握調査（いじめに関わるアンケート）の実施について

いじめ防止対策推進法第16条第1項により、学校はいじめを早期発見するため、定期的な調査その他必要な措置を講ずることが規定されています。

また、「東京都教育委員会いじめ総合対策」でも、いじめの早期発見の手立てとして、定期的に児童・生徒を対象としたアンケートを実施・分析・活用するよう学校に求めています。

こうした流れを受け、江戸川区教育委員会でも次のようにアンケートの実施を各学校にお願いしています。各学校では、いじめの早期発見・早期対応が行えるよう、アンケートの確実な実施及び保管の徹底をお願いします。

○実施回数　各学期1回以上、年3回以上実施

※「学校生活や友人関係に関するアンケート」（区様式）を活用する。

○保管期間　実施年度の末から5年間保管

□ アンケート調査の実施方法

- アンケートに記入するときは児童・生徒同士の話合いを禁止し、個々の児童・生徒のプライバシーを守る。
- 周囲の児童・生徒の状況の記載については、「必ずあなたのことを守ります」と伝え、安心感をもたせる。
- 原則として、アンケートは記名をする。

□ アンケートの内容

- 回答者本人にかかわることだけではなく周囲の児童・生徒の状況についても質問する。
- 「被害者は誰か」「加害者は誰か」「いつ」「どのような内容か」等について記載させるようにする。

□ アンケート実施後の対応

- アンケートの記載内容からいじめの可能性があると考えられる児童・生徒について、担任は本人に確認を行い、管理職及び学校いじめ問題対策委員会へ聞き取った事実を報告する。
- 報告を受けた後、管理職は本人及び関係者、周囲の児童・生徒たちに聞き取りを行い、事実確認をする。
- いじめもししくはその疑いがあると管理職が判断した場合は、速やかに区教委に報告する。

学校生活や友人関係に関するアンケート【必須質問項目】

年 組 名前

◎次の質問について、「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。
「はい」と答えた場合は、その内容をくわしく教えてください。

1 あなたのまわりに、嫌な思いをしている人や悲しい思いをしている人はいませんか。

はい いいえ

- ・それは、だれですか。また、いつ、どのような内容ですか。

2 あなたは、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしたことがありますか。

はい いいえ

- ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

3 あなたは、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするなど、嫌な思いをしたことがありますか。

はい いいえ

- ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

4 あなたは、メールや掲示板に悪口や個人情報を書かれ、いやな思いをしたことがありますか。

はい いいえ

- ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

5 あなたは、勝手に自分の持ち物を使われたり、かくされたりしたことがありますか。

はい いいえ

- ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

6 あなたは、無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。

はい いいえ

- ・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

★アンケート後、いじめを行っている可能性がある児童・生徒への面談での配慮事項★

- いじめを行っている児童・生徒が特定できていない段階で面接を行う場合
 - 周囲に他の児童・生徒がいない、個室等の場所で行う。
 - 児童・生徒が入室してきたら温かい態度で迎える。
 - なぜ面接をするのか、何のために面接をするのか、丁寧に説明する。
 - 児童・生徒が示すストレスの兆候に配慮する。必要に応じてSCを同席させる。
 - いじめにまつわる否定的な感情を防ぐために、児童・生徒を責めるような姿勢ではなく、肯定的な雰囲気、あるいは改善のための方策を考えていく雰囲気で行う。
- いじめを行っていることがある程度わかっている場合
 - いじめをしている児童・生徒をそれぞれ別部屋にて同時に面接する。
 - グループのリーダーから面接する。
(その理由) リーダーが指導内容を理解して行動を改めると、同調していた児童・生徒はいじめをしなくなる。リーダーを後回しにして、他の児童・生徒が告げ口したと思わせないようにする。
 - 他の児童・生徒に分からないように当該の児童・生徒の面接を行う。

早期対応

☆学校いじめ対策委員会主導による支援・指導・助言☆

- 教員からの報告を受け、「学校いじめ対策委員会」にて認知したいじめは、具体的な支援・指導・助言を協議し、校長が対応方針を決定する。
 - 被害者、加害者、周囲への児童・生徒への支援における役割分担を明確にする。
 - 養護教諭、SC、SSW 等との連携を行い、組織的に対応する。
 - 区様式を活用したいじめ対応記録の確実な作成（5W1Hを明確にした記録）
- 被害の児童・生徒の安全確保と支援
 - 保護者との綿密な話合いのもと、再登校支援・学習支援・居場所確保など対応・支援策を丁寧に行う。
 - 専門的指導を導入し、心理的ケアを行う。
- 加害の児童・生徒に対する継続的な観察・指導等
 - 保護者との共通理解を図り、指導を徹底する。
 - 相手の思いと自己の行為を考えさせる指導、いじめ解決の約束、原因背景の確認及び立ち直り支援を行う。
 - 加害児童・生徒の心の問題への支援
- いじめを伝えた児童・生徒の安全の確保
 - 勇気をもっていじめを伝えてきた児童・生徒へのケアを丁寧に行う。
 - 守り通すことの宣言、教員同士による見守り、保護者連絡、場合により登下校時の見守り等を行う。

《児童・生徒のSNSトラブル対応例》

- 友達の写真や動画を無断でSNS上に投稿したり、LINEグループで共有したりする事案は、いじめとして認知（法28条いじめ重大事態 生命、心身、財産に重大な影響）
 - ①学校がその事実を知った時点で、いじめ問題対策委員会を緊急開催、すぐに事実確認とともに、被害保護者に連絡をとり、事実を伝える。
 - ②教育委員会に報告
 - ③加害児童・生徒及び保護者、関係する児童・生徒の保護者へ連絡する。
 - ④学校は、被害の拡大を防ぐために関係する家庭に動画等を削除する旨を伝え、了解を得る。※性的な写真・動画については、削除前に警察に一報を入れる。
 - ⑤削除前に、学校は問題となる写真や動画を撮影するなどして保存（記録）しておく。
 - ・画像を保存する場合は、いつ、だれがだれに送信したのか分かる部分も保存
 - ・時間が経つほど拡散のリスクは高くなるため、土日を挟む場合は特に、早急に削除依頼
 - ⑥削除状況について、各家庭の確認をとる。（できるなら、複数教員が目視で確認できるとよい）
 - ⑦被害児童・生徒の支援及び加害児童・生徒への指導及び保護者会の実施について、いじめ問題対策委員会で検討する。

＜いじめられている児童・生徒やその保護者が安心できる対応策が提案できていますか＞

【再確認事項】

いじめ情報の受信をしたら、「学校いじめ防止対策委員会」にて、以下の点を再度確認しましょう。

- いじめられている児童・生徒の保護者の認知や関わっている教職員、地域人材、関係機関等の把握ができますか。
- いじめの内容について曖昧な部分がありませんか。
- いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係についてしっかりと把握できますか。
- 組織的な具体的対応策の提案ができますか。
- 解決の見通しがしっかりと立てられていますか。
- いじめの情報を伝えてきた児童・生徒のきめの細かい見守りはできますか。

«いじめの程度に応じた対応（例）» ：被害の児童・生徒への対応例 ：加害児童・生徒への対応例

被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	加害の子供の行為の重大性の程度					
			低		衝動的に行った言動		故意で行った言動	
			好意で行つた言動	意図せずに行つた言動	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度 ↓ 高	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ ■経過観察、定期的な声掛け □ 保護者への連絡	□ 気持ちの受容、本人の良さを伝え、保護者への連絡 ■人を傷付けける言葉について謝る □ ■経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、保護者への連絡 ■絶対に使つてはいけない言葉への指導 □ ■経過観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、S Cの面接、保護者への連絡 ■暴力は絶対に許されないことにについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 経緯の聞き取り、心のケア、S Cの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 ■経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ ■学校サポートチーム会議の開催	□ 経緯の聞き取り、心のケア、S Cの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 ■経緯の聞き取り、心のケア、S Cの面接、何かあたらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 □ ■学校サポートチーム会議の開催
	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	□ 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、S Cの面接 ■親切への評価、相手の気持ちの説明	□ 家庭訪問、保護者との連携、S Cの面接 ■不適切な言動への指導	□ 家庭訪問、保護者との連携、S Cの面接 ■絶対に使つてはいけない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ 家庭訪問、保護者との連携、S Cによる恐怖感の解消 ■怒りの対処法指導、保護者との連携	□ 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、S Cとの継続的な面接 ■複数の教員による指導、監督 □ ■複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 □ ■P T Aとの連携、地域住民との連携
	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	□ 家庭訪問、個人面談、 ■相手の状況に応じた親切の在り方の指導、保護者への連絡	□ SSW、Y SW、家庭と子供の支援員活用 ■相手への謝罪指導、保護者への連絡	□ SSW、Y SW、家庭と子供の支援員活用 ■保護者との連携、外部専門家との連携	□ SSW、Y SW、家庭と子供の支援員活用 ■医療、福祉期間等との連携	□ SSW、Y SW、家庭と子供の支援員の活用、医療・福祉機関等との連携 □ ■学校サポートチーム会議の開催	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、Y SW、家庭と子供の支援員の活用 ■警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 □ ■いじめ対策保護者会開催
重大事態 ↓	不登校	継続した通院が必要なだけが	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 <input type="checkbox"/> 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。					
	入院・ひきこもり	入院が必要なだけが						
	自殺企図	後遺症が残るだけが						

* S C : スクールカウンセラー S SW : スクールソーシャルワーカー Y SW : ユースソーシャルワーカー

* 「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～」（令和7年6月「いじめ総合対策【第3次】東京都教育委員会」から引用

☆確実な教育委員会への報告☆

- 区教育委員会への報告と区教育委員会支援
 - いじめが発覚し、学校いじめ問題対策委員会での事実確認及び対応が決定次第速やかに区教委に報告する。
 - 暴行、金銭要求等の犯罪行為等のケースは区教委に即日報告する必要がある。
 - いじめを理由として5日間欠席したケースは区教委に即日報告する必要がある。
 - 指導主事やスクールロイヤー、SSW の介入、心理士派遣の検討等を進める。

☆保護者、地域、関係機関等との連携強化☆

- 学校サポートチームの臨時開催
 - 専門的な支援や指導が必要な場合は、臨時開催し、対応策を協議する。
- いじめ対策緊急保護者会の開催
 - 事案についての情報提供、保護者と連携・協力等を進める。
- P T Aの活用
 - 役員等からの働きかけ、いじめ対策保護者会での連携を進める。
- 警察、児童相談所等と連携した対応
 - 暴力やSNS等への卑猥な画像の拡散、誹謗中傷などのいじめに対しては、犯罪行為として取り扱われる可能性がある事例については、所管警察署や児童相談所と適切に連携し対応する。
学校は、事実行為が判明した際、加害の児童・生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。
- 生活指導連絡協議会での情報共有
 - 近隣学校等との連携・情報共有を図る。
- 地域人材の活用
 - 登下校やすくスクールでの見守り、校内巡回、地域挨拶運動、地域行事への参加、学校評価の活用等、日頃からいじめ対策について連携を図る中で、被害・加害児童・生徒への見守りを様々な角度から行えるようにする。

重大事態への対応

☆教員のいじめの重大事態への意識・理解の向上☆

□ 校内研修会の確実な実施

- 年間3回以上実施するいじめに関する校内研修のうち、1回以上、全教員で「いじめの重大事態」の定義の確認、意識・理解の向上を図る。
- 児童・生徒や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを共通理解しておく。

いじめの重大事態 想定事案

○心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（1号事案）

《想定事案》

①児童・生徒が自殺を企図したもの

- ・自殺企図

②心身に重大な被害を負った場合

- ・自傷行為 ・暴行を受け、骨折 ・投げ飛ばされ脳震盪
- ・殴られて歯が折れる ・カッターで衣服、持ち物等が切りつけられる
- ・心的外傷後ストレス障害と診断される
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされた
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された

③金品に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した
- ・スマーフォンを水に浸けられ壊された

④いじめにより転学を余儀なくされた場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（2号事案）

*いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月 文部科学省）参照

☆いじめの重大事態への対応☆

□ 重大事態（疑いも含む）発生時

- 校長は、重大事態（疑いも含む）が発生したと判断した際に、区教委に必ず即日中に発生報告を行い、後日、区様式のいじめ対応記録シートの提出を行う。
- 区教委は、区長に重大事態の発生を報告する。
- 区教委は、東京都教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- 区教委は、学校から状況を確認し、被害児童・生徒及び保護者に対して必要に応じて心理士を派遣し、心理的支援を行う。

- 被害児童・生徒及び保護者への支援の継続
 - 被害児童・生徒の心理的な支援、学習保障、居場所づくり、安全確保について被害児童・生徒及び保護者と話し合いながら継続していく。
- 校内、校外体制によるきめの細かい指導と見守り
 - 全教員間の情報共有、SCやスクールソーシャルワーカーによるケア、エンカレッジルーム等の活用、みらいサポート教室等の活用、学校サポートチーム結成等、見守りの強化を行う。
- 加害児童・生徒への継続的な指導
 - 加害児童・生徒の別室学習、警察への相談・通報、懲戒や出席停止等を検討・実施する。
- 原因背景の確認及び立ち直り支援
 - SCやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関との連携、学校サポートチームの結成等を進める。
- 緊急事態を踏まえ、保護者地域への情報提供及び連携を強化する。
 - 事案によっては緊急保護者会の実施、保護者との協力、地域・民生・児童委員等との連携強化を進める。
- 随時区教委との支援状況の確認
 - 指導主事、スクールロイヤー、エンカレッジサポート、学級指導補助員、心理士等の集中的派遣、関係支援機関等との連携を進める。
 - 生活指導連絡協議会を活用し、学校はこまめな状況報告を行い、情報の共有を図る。

☆学校主体調査の実施☆

- いじめ防止対策推進法第28条に基づく学校主体調査を実施
 - 学校は、被害児童・生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげること、再発防止に向けて「学校いじめ対策委員会」を中心とした組織をつくり、調査を実施する。
- 区様式の調査報告書の作成及び区教委への提出
 - いじめやいじめによる不登校状態の解消に向けた対応の改善、そして再発防止に向けた視点にて学校を中心とし、報告書を作成し、区教委に提出する。
 - ①報告書作成（調査）を開始する際には、被害児童・生徒及び保護者に報告書作成（調査）について説明
※調査を望まない場合は、その旨と再発防止、不登校状態の改善に向けた取組について記録を続ける。
 - ②報告書（調査）作成にあたっては、記録を基に具体を記載
 - ③作成後、教育委員会に送付し、スクールロイヤーと内容等の確認を実施
 - ④完成した報告書を被害児童・生徒保護者に説明、保護者、児童・生徒の思いや意見を聴取
 - ⑤報告書を基に、各学校（教育委員会も含む）の対応・支援の改善
- 事案や状況に応じて、区教委の付属機関による調査、さらには区長部局による調査の実施

5 各学校におけるいじめ防止に向けた年間計画

各学校において、1年間のいじめ防止に向けた取組について策定し、計画的かつ組織的な対応を教職員だけでなく、地域・保護者・外部関係機関と共有することが大切である。

また、年間を通じて取組の充実・改善を図り、即実行に移していくことでいじめ防止に向けた取組の形骸化及びいじめの深刻化を防ぐことができる。

月	年間計画【例】
4～5月	<p>1 学校いじめ対策委員会の設置・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の確認 ・いじめの未然防止に向けた取組の確認 ・いじめ発見時の組織的な対応の確認 ・1年間の取組の確認 <p>2 学校サポートチームの設置・開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた学校の方針・取組及び連携内容の確認 ・いじめの重大事態発生時の対応の確認 <p>3 学校いじめ防止基本方針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等で地域、保護者に周知 ・全校朝会等で児童・生徒に説明 <p>4 いじめ防止に関する校内研修会の実施</p>
6月	<p>○ ふれあい月間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 ・いじめに関する授業の実施 ・いじめに関わるアンケートの実施
7月	<p>1 学校いじめ対策委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの状況の把握及び対応に関する評価・改善 ・ふれあい月間の取組内容及び日常の取組の評価・改善 <p>2 いじめ防止に関する校内研修会の実施</p>
8月	○ 学校サポートチームの開催《1学期の取組の評価・改善》
9～10月	○ 改善した取組及びいじめ対応の実施
11月	<p>○ ふれあい月間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 ・いじめに関する授業の実施 ・いじめに関わるアンケートの実施
12月	<p>1 学校いじめ対策委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの状況の把握及び対応に関する評価・改善、学校HPで公表 ・ふれあい月間の取組内容及び日常の取組の評価・改善 <p>2 学校サポートチームの開催《2学期の取組の評価・改善》</p> <p>3 いじめ防止に関する校内研修会の実施</p>
1月	○ 改善した取組及びいじめ対応の実施
2月	<p>○ 年度末の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 ・いじめに関する授業の実施 ・いじめに関わるアンケートの実施
3月	<p>1 学校いじめ対策委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの状況の把握や対応、年間及び日常の取組に関する評価・改善 ・次年度に向けた学校いじめ基本方針の策定 ・小学校から進学先中学校への情報提供 <p>2 学校サポートチームの開催《年間の取組の評価・改善》</p>
随時	<p>1 学校いじめ対策委員会の随時開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決に向けた対応・支援方針の検討、進捗管理及び記録 <p>2 学校サポートチームの緊急招集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発生時に招集し、状況、対応について報告、組織体制による解決策を協議

6 江戸川区で発生した決して忘れてはならない

繰り返してはならない事案

- いじめの重大事態事案について第3者委員の協力のもと調査し、公開した概要版を掲載します。各事案を決して忘れず、各学校において再発防止に向けた取組みの徹底をお願いします。

●事案1

江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書(概要版)

令和7年1月27日

1. 本調査について

区立小学校に在籍する児童の保護者から、「異学年の児童からいじめを受け、現在も心身の苦痛を感じており、未だ学校に通うことができていない。」との訴えを受けての調査である。

2. 調査目的

不登校発生までの学校対応及び不登校発生後の学校対応を調査することによって、本件児童の苦痛の軽減につなげること、同種事態の再発防止の方策を見出すことを目的として調査が行われた。

3. 調査組織

「いじめ防止対策推進法第28条第1項」に基づき、学校のいじめ対策委員会に、第三者委員として江戸川区子どもの権利擁護委員（弁護士2名）、教育委員会指導主事及び教育委員会派遣の心理士や管理職経験者が加わり、調査組織を構成した。

4. 調査期間

令和6年1月10日から令和6年11月14日まで

5. 調査結果

(1) いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

① 令和5年1月発生事案

本件児童は、下校指導後、児童Aと遭遇した。玄関外で本件児童と友達が話をしているところに児童Aが割り込んできて、児童Aから本件児童に対して「アホ」「バカ」などと強い口調で発言し、手で頭を叩いた。

② 令和5年2月発生事案

1回目事案と同様、本件児童は下校指導後、児童Aに遭遇した。「本件児童が児童Aのことを見てきた」と思つたらしい児童Aが本件児童に対して「ガキ」「死ね」などと発言し、手で腹部を叩いた。

(2) 学校の対応における問題点

① トラブル発生時の管理職等への報告体制が徹底されていない

② 校内の見回り体制における情報共有が十分でない

③ 各事案への対応

・その場での対応について十分でなかったこと（声かけや複数職員対応など）

・本件児童にも非があったかのような対応を行って本件児童に謝罪をさせたこと

- ・組織的対応に対する意識が欠如していたこと
- ④ 保護者への連絡及び連携が十分でなかったこと
- ⑤ 学校に来られない状態になってから、スクールカウンセラーを含めた専門職との協議も含め、長期的に、本件児童の保護者と連携を取り、本件児童及び保護者のニーズに寄り添い、登校再開に向けた組織的対応を検討するべきであった。

6. 本件を踏まえた、今後の学校の取組み

(1) 本件の被害児童に対して

学級担任だけではなく、管理職・主幹教諭・養護教諭・専科教員・巡回指導教員・スクールカウンセラー等が学級にかかわるようにし、学習状況、心理面、友達関係等について、情報を共有する体制を整え、教育委員会とも情報共有を密に実施することとした。今後、更に、この体制をより実効的になるとともに、本件児童が不安なことを校内の教職員に打ち明けられるよう対応を続けていく。

(2) 一人一人の存在を大切にした教育活動の展開

教育相談に対する教員の意識を高め、児童の気持ちに寄り添った指導をするとともに、児童が困ったときに校内の教職員にSOSを出せる環境を整える。日常的な観察といじめアンケートなどをとおして、個人や集団の抱える問題の小さな兆候をとらえて適切に対応し、一人一人の児童が安心して学校生活を送れるようにする。

(3) 報告体制について

学年会、ケース会議、職員会議等の時間を活用して、事例に応じて様々な情報共有、意見交換の場を確保する。

(4) 校内体制について

目が行き届かないところで事案が発生しないように校内体制を整え、日々の情報を生活指導主任及び管理職が確実に集約し、それについて全教職員で共有する。

校内の見回り担当の教員による業務は、引継ぎノートを活用し、今この時間帯にどこで何が起こっているかを確認するとともに、管理職や生活指導主任にその時間の動きを相談しながら、必要な支援が確実に届くようにする。

(5) いじめの組織的な対応について

いじめの未然防止、早期発見・対応等を徹底的に行うことを改めて共通理解する。いじめが発生した時の報告・連絡・相談の体制を再確認し、聞き取りや事後の指導等についての組織的な対応を確実に行う。スクールソーシャルワーカーや心理士等、関係機関や専門家等との連携も積極的に行う。

いじめ、またはいじめに発展する恐れのある事案が発生した時には、教職員は速やかに学校いじめ対策委員会へ報告し、委員会を開催する。

(6) 保護者との情報共有について

様々な事案で保護者の思いや考えを確認し、共有する機会を定期的にもち、当該児童にとって一番良い形での解決を図る。学校に行きたくても行くことができなくなってしまった児童に対して、どのようなことができるか検討を続け、提案をしていく。

●事案2

江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書(概要版)

令和7年8月1日

1. 本調査について

区立小学校に在籍し、後記5（1）記載の1月発生事案後、欠席の上転校をした児童の保護者から、「同級生からいじめを受け、児童精神科にてPTSDの診断を受けて治療を継続する等、現在も心身の苦痛を感じており、未だいじめが解消しているとはいえない。」との訴えを受けての調査である。

2. 調査目的

不登校発生までの学校対応及び不登校発生後の学校対応を調査することによって、本件児童の苦痛の軽減につなげること、同種事態の再発防止の方策を見出すことを目的として調査が行われた。

3. 調査組織

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則6条1項に基づき、令和5年11月当時江戸川区子どもの権利擁護委員であった5名の委員（大学教授1名・公認心理師1名・弁護士3名）により構成された。

4. 調査期間

令和5年11月24日から令和6年11月5日まで

5. 調査結果

（1）いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

ある年の10月発生事案2件のうち1件について同法2条1項のいじめに該当し、翌年1月発生事案2件のうち1件について、いじめ該当性が肯定される。

（2）学校の対応における問題点

- ① 学校のいじめ対策組織が機能せず、本件小学校いじめ防止基本方針の不徹底という継続的状況があったこと。前記いじめ事案が発生した年度中に、本件小学校基本方針が予定した「いじめ対策委員会」が開催された事実は確認できず、少なくとも本件児童に関するいじめ対策委員会が開かれなかったこと。
- ② 年間3回行われるべきアンケート調査が2回のみしか実施されなかつたこと。これにより本件児童に関する情報を得る機会を逃したこと。
- ③ 本件児童の欠席を把握した時点で直ちに組織的対応を開始するとともに、保護者と協議すべきだったこと。

- ④ 本件児童がいじめによって不登校の状態に陥っている疑いがあるとの視点を欠き、それ故に行うべき対応を行わなかったこと。本件小学校の教員の誰もが、いじめの疑いを持って対応することはできなかった、あるいはしなかったこと。
- ⑤ 校長の本件児童の父親に対する発言により、保護者が衝撃を受けたと思われること。本件児童の欠席の原因に気づいていることが見て取れるにもかかわらず、いじめの調査をすることに思い至っていなかったこと。

(3) 江戸川区教育委員会の対応における問題点

- ① いじめの有無という観点から、調査をすべきであると学校に指示する必要性があったこと
- ② 申入れが本件児童の転校後時間が経ってからなされた等の特別の事情があったとはいえ、いじめの重大事態であるとの申入れがなされた後、調査を諮問するまでに8か月かかったこと

6. 提言

(1) 関与した教職員に対して

- ① 江戸川区教育委員会が作成した「豊かな心をはぐくむために～いじめ早期発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム～」に今一度目を通すこと
- ② 報告書を参照の上、いじめ防止対策推進法が求める組織的対応を各自が教育現場で実践するために本件を振り返ること

(2) 江戸川区教育委員会に対して

- ① 全校に対して、いじめ対応に関する通知の周知・共有を徹底すること
- ② いじめの疑いの報告が入った場合、同プログラムを確認するよう学校に指導すること
- ③ いじめ対応について実践的な研修を実施すること
- ④ いじめの重大事態の調査などに関する申入れを真摯に受け止め、適切に検討し対応すること
- ⑤ 各学校において、適切ないじめ対応が行われたか否かを把握できるよう、調査・報告態勢を充実させること

7 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一條 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を

含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするとときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見の方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係

者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一條の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法 第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るために、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雜則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

- 第二条 いじめの防止等のための対策**については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

＜参考資料一覧＞

- ・いじめの問題に関する総合的な取組について（平成 8 年 文部科学省）
- ・いじめ問題の解決に向けた学校・家庭・地域社会・関係機関の連携・協力のために
（平成 8 年 文部科学省）
- ・いじめの心理と構造をふまえた解決の方策（平成 9 年 東京都立教育研究所）
- ・すべての児童・生徒たちの豊かな学校生活を願って（平成 7 年 東京都教育委員会）
- ・生き生きとして意欲的な児童・生徒の育成（昭和 61 年 東京都教育委員会）
- ・研究紀要 いじめをなくす人間関係づくり（平成 9 年 足立区教育研究所）
- ・研究紀要 いじめ・不登校をなくす人間関係づくり（平成 8 年 足立区教育研究所）
- ・いじめ問題の解消をめざして（平成 8 年 葛飾区教育委員会）
- ・ライオンズクラブ「思春期のライフスキル教育」プログラム
（平成 14 年 青少年育成支援フォーラム）
- ・あなたの学校のいじめ解消にむけて（平成 10 年 東洋館出版物）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
- ・いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）（平成 25 年 東京都教育委員会）
- ・生活指導リーフ
（国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>）
- ・いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）
（平成 26 年 東京都教育委員会）
- ・いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上・下巻（令和3年2月 東京都教育委員会）
- ・生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）
- ・人権教育プログラム（令和6年 東京都教育委員会）
- ・「考え方！いじめ・SNS@T o k y o」（令和6年4月 東京都教育委員会）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月 文部科学省）
- ・いじめ総合対策【第3次】上・下巻（令和7年6月 東京都教育委員会）

豊かな心をはぐくむために

＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞

平成 18 年 11 月 初版

平成 19 年 4 月 文部科学省による、「いじめ定義」（第 2 版）

平成 24 年 9 月 「ネットいじめ対策」増補版（第 3 版）

平成 26 年 5 月 「いじめ防止対策推進法」改訂版（第 4 版）

平成 29 年 2 月 「いじめ実態把握調査」改訂版（第 5 版）

令和 2 年 6 月

江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた組織的対応力の強化 改訂版
(第 6 版)

令和 7 年 9 月 教育委員会議決

「『いじめ』の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針」
(第 7 版)

作成：江戸川区教育委員会教育相談センター